

仕 様 書

1 件名

国家公務員宿舎用住宅借上げ（中部地区１６）

2 目的

第十一管区海上保安本部中城海上保安部職員宿舎の用に供するため、沖縄県沖縄市、うるま市及び北中城村に所在する民間賃貸住宅（以下「物件」という。）を借上げをすることを目的とする。

3 物件に附する条件

(1) 所在地

沖縄市、うるま市及び北中城村に所在する民間賃貸住宅であって、中城海上保安部（沖縄県沖縄市海邦町３－４５）から概ね半径５km以内に所在する物件。

(2) 規格及び面積

国家公務員宿舎法施行規則に定められた規格

ｂ型（延面積２５㎡以上５５㎡未満）

(3) 戸数

ｂ型 ２戸

(4) 建物・設備等

① 構造・種別

鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

② 駐車場

敷地内又は近隣に戸数分の駐車場が確保できること。

注） 駐車場は賃貸借の対象外

③設備

給湯（ガス）、洗濯機置場、テレビアンテナ引込口、

専用浴室（シャワー有）、水洗トイレ

4 借上げ期間

令和７年１０月１日から令和８年３月３１日まで

5 賃貸料

(1) 本契約で支払わない経費

- ① 敷金、保証金の類
- ② 保険料の類
- ③ 光熱費
- ④ 共益費の類
- ⑤ 駐車場使用料

(2) 支払い方法

契約完了後、契約相手からの請求書に基づき、一括前払いとする。

6 その他

(1) 賃貸物件が、宿舍入居者の責に帰すべき火災により滅失又は損傷したときは、協議のうえ、その損害の範囲または金額を決定し、国の負担において原状に回復するか又はこれに要する金銭を弁償するものとする。

(2) 賃貸物件を解約する際には、宿舍入居者がその責に帰すべき事由により賃貸物件を滅失し、損傷し又は汚損したときは、賃借人が現状に回復するものとする。

なお、建物の損傷程度が通常損耗か、入居者の責に帰すべき事由か判断が難しい場合には、国土交通省住宅局が発行している「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を基準とする。

(3) 本件について、疑義が生じた場合は、担当者と協議を行うものとする。

(4) 詳細については、第十一管区海上保安本部入札・見積者心得書による。

(5) 本仕様書は契約書に添付するものとする。